

補助対象種別を判定する際の考え方

病院内保育施設の種別を判定するに当たっては、各基準項目全てを満たしていなければならない。

種別	基準項目	保育児童数	保育士等職員数	保育時間	1人当たり 平均月額保育料	運営月数
A型特例		1人～3人	2人以上	8時間以上	10,000円以上	12ヶ月
A型		4人以上				
B型		10人以上	10時間以上			
B型特例		30人以上				

○保育児童数

各月において職員と保育所との間に受託契約をしている児童を補助対象児童とし、このうち、各月において15日以上（2月にあつては14日以上）保育した児童（以下「半月以上保育児童数」という。）を、保育児童として算定する。

なお、年間の平均保育児童数が各種別の基準値以上であれば、各月において基準値未満（6ヶ月以上に達する場合は除く）であっても各種別に該当するものとする。

○保育士等数

保育士等数については、各月において基準を満たしていること。

- (1) 保育士等職員は、「保育士」と「保育士助手」とし、「保育士」とは有資格者の保育士をいい、「保育士助手」とは、有資格者の保育士以外の者で直接保育に従事している者（事務、給食職員を除く）をいう。
- (2) 「常勤職員」とは、年間を通じて平日は毎日8時間以上勤務するものをいい、「非常勤職員」とは、常勤職員以外のものをいう。
- (3) 「非常勤職員」については、次式により算出した数（保育士等常勤職員換算数）を保育士等職員に算入することとする。

『非常勤職員常勤換算数＝各非常勤職員の月（年）間延勤務時間数／月（年）間開所日数×8時間』

- (4) 「非常勤職員」（臨時職員）については、その勤務に対し最低賃金法で定める北海道の最低賃金を遵守すること。（24時間保育加算等各種の加算基準においても同様とする。）

○保育時間

通常の保育時間によること。

保育時間は保育規定等に明記されていることとするが、通常の保育時間と時間外保育の時間帯が明記されていない場合は、保育施設設置病院の通常の職員の勤務時間により判断すること。

○月額保育料

保育料とは保育に要する費用の保護者負担額（給食費を含む）をいい、児童1人当たりの保育料月額10,000円以上を徴収する予定であること。

- (1) 保育料の月額が年齢等により差が存する場合、保育料月額の総額を保育児童数で除した額とする。
- (2) 保育料が日額又は時間単位で決まっている場合は、25日を1月とし、時間単位は8時間で1日とし換算して得られる月額とする。

○運営月数

原則12ヶ月運営していることとする。なお、その月における開所日数がおおむね15日以上である場合には、1ヶ月として算定して差し支えないものとする。